

新潟市経営支援特別融資取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、経済情勢の悪化により企業経営に重大な影響を受けた中小企業者等に対し、必要な資金を融資し、もって中小企業者等の経営の安定に寄与することを目的とする。

(取扱金融機関)

第2条 経営支援特別融資の貸付を取り扱う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

(融資対象者)

第3条 新潟市経営支援特別融資（以下「融資」という。）を受けることができる者は、本市内に住所又は主たる事業所を有する中小企業者等（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号に規定する中小企業者及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条に規定する雇用安定事業のうち、厚生労働大臣が指定する業種で、中小企業者でない者をいう。）で次の第1号に該当し、かつ第2号から第4号のいずれかに該当し、かつ第5号から第9号のすべてに該当するものとする。ただし、金融機関から取引停止処分を受けている者並びに新潟県信用保証協会から代位弁済を受け、現に求償債務を有する者及びその連帯保証人となっている者を除く。

- (1) 原則として1年以上継続して同一の業種を営んでいる者
- (2) 最近3か月間における当該事業に係る生産額又は売上高が、過去10年間のいずれかの年の同期と比較して10%以上減少しているか、または前年同期と比較して3%以上減少していて、かつ経営に支障をきたしている者
- (3) 最近3か月間における当該事業に係る売上総利益、営業利益、経常利益のいずれかが、過去3年間のいずれかの年の同期と比較して3%以上減少している者
- (4) 物価高騰又は令和6年能登半島地震の影響により、資金繰りが悪化している又は今後悪化するおそれがある者（ただし、令和9年3月31日実行分までを対象とする）
- (5) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）で定める保険対象業種を営む者
- (6) 前号に規定する者で、当該業種が許認可を要するものである場合は、その許認可を受けている者
- (7) 融資に対する返済が確実と認められる者
- (8) 既に納期を経過した市税を完納している者
- (9) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないもの

(融資条件)

第4条 融資条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資金の用途 運転資金（前条第4号により融資を受ける場合は運転資金及び設備資金）
- (2) 資金用途の制限 この制度で借り受けた資金を無担保無保証人融資を除く新潟市の融資制度資金の返済に充ててはならない。
- (3) 融資限度額 3,000万円以内（前条第4号により融資を受ける場合は別枠で6,000万円以内）
- (4) 償還期間 120か月以内
- (5) 貸付利率
償還期間が60か月以内のもの 年1.65パーセント
償還期間が60か月を超えるもの 年1.85パーセント
- (6) 返済方法 原則として月賦とし、24か月以内の据置きができる。

ただし、前条第4号により融資を受ける場合は、36か月以内の据置きができるものとする（危機関連保証を利用する場合を除く）。

(7) 保証人及び担保 保証人及び担保は、取扱金融機関の定めによるものとする。

(8) 信用保証 保証協会の信用保証付きとする。

（融資の申請）

第5条 融資を受けようとする者は、融資申請書に別表第2に定める必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（融資対象者の認定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、資金の融資を適当と認めるときは、申請者に別紙様式第2号による融資対象者認定書を交付するとともに、別紙様式第3号の融資対象者協議書により取扱金融機関と協議するものとする。

2 市長は、融資対象者の認定をする場合において、必要があると認めるときは、これに条件を付することができる。

3 市長は、融資対象者でないと認定する場合は、申請者にその旨を通知するものとする。

（融資の決定及び実行）

第7条 前条第1項の規定により協議を受けた取扱金融機関は、融資の可否を決定し、その内容について別記様式第4号の審査結果報告書により市長に報告するとともに、申請者に通知し、融資実行時期について協議のうえ、速やかに融資を実行するものとする。

（報告）

第8条 取扱金融機関は、毎月末現在の貸付状況を、翌月10日までに市長へ報告しなければならない。

（資金の預託）

第9条 市長は、第7条の貸付資金として、取扱金融機関に対し予算の範囲内の額を預託する。

2 取扱金融機関は、前項の規定により預託を受けた額に2.6倍を乗じた金額以上の額を融資するものとする。

（危険負担）

第10条 本制度の融資により生ずる損失は、取扱金融機関の負担とし、市はその責を負わない。

（調査等）

第11条 市長は、融資の対象となった資金の内容、使用状況その他必要な事項について調査し、又は報告させることができる。

（融資決定の取消し）

第12条 市長は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合、資金の融資決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正手段により資金の融資を受けた場合

(2) 資金の融資決定の内容、又はこれに付した条件に違反した場合

(3) 第3条第9号に該当しないと認められた場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により資金の融資決定を取り消した場合は、その旨を当該融資決定を受けた者に通知するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、融資について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成8年9月13日から施行する。

(平成8年限りの融資の特例)

- 2 平成8年中に限り、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第3項第5号に規定する通商産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者又は市長が特に認める者(以下「特定中小業者」という。)が融資を受けようとする場合は、第2条第1項第2号中「最近3か月」とあるのは「平成8年7月以降の1か月間」と、「平成3年以降のいずれかの年」とあるのは「平成7年」と、第3条第1項第1号中「運転資金」とあるのは「運転資金及び設備資金」と、別記様式第1号中「最近の3か月」とあるのは「7月以降の1か月」と読み替えるものとする。

(経過措置)

- 3 この要綱による改正前の新潟市不況対策特別融資取扱要綱の規定によりなされた融資は、この要綱の相当規定によりなされた融資とみなす。
- 4 この要綱は、施行の日以後に受理した申請に係る融資から適用し、同日前に受理した申請に係る融資については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成8年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市経営支援特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市経営支援特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市経営支援特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市経営支援特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市経営支援特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市経営支援特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市経営支援特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市経営支援特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

別表第1（第2条関係）

株式会社第四北越銀行，株式会社大光銀行，株式会社秋田銀行，株式会社きらやか銀行，株式会社東邦銀行，株式会社北陸銀行，株式会社三菱UFJ銀行，株式会社みずほ銀行，新潟信用金庫，三条信用金庫，新発田信用金庫，加茂信用金庫，新潟縣信用組合，はばたき信用組合，興栄信用組合，巻信用組合，協栄信用組合，新潟県信用農業協同組合連合会，株式会社商工組合中央金庫

別表第2（第5条関係）

区分	必要添付書類
第3条第2号又は第3号により融資を受ける者	市税を滞納していないことを証するもの 生産額，売上高又は売上総利益等が減少していることを証するもの 第3条第9号であることを誓約する書面 その他市長が必要と認めるもの
第3条第4号により融資を受ける者	市税を滞納していないことを証するもの 見積書（設備資金として利用する場合） 第3条第9号であることを誓約する書面 その他市長が必要と認めるもの

（宛先）新潟市長

住所（所在地）

商号（法人名）

氏名（代表者名）

印

電話番号

融 資 申 請 書

新潟市経営支援特別融資取扱要綱に基づき、関係書類を添えて融資の申請をいたします。

記

融資申請額	円	業種	
借入期間	か月	営業年数	年
資金使途	資本金		千円
	従業員数		人
申込 金融機関 ・本支店名	本・支店	新潟市 制度融資 利用状況	1 有 2 無 (制度融資名)
減少率	年との比較で %の減少 詳細については裏面のとおり		受付欄

* 裏面も記入してください。

(別記様式第1号の裏面)

添付書類

- 1 納税証明書（新潟市の制度提出用） 1部
- 2 生産額又は売上高が確認できる書類（直近期及び比較する同期のもの） 各1部
- 3 売上総利益、営業利益又は経常利益が確認できる書類（直近期及び比較する同期のもの） 各1部
- 4 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 1部

比較表

	(最近の3ヵ月) 年	(比較する同期) 年
月	円	円
月	円	円
月	円	円
合計	(A) 円	(B) 円

- 生産額 売上高
- 売上総利益 営業利益 経常利益

減少率の算出

$\frac{B-A}{B} \times 100\%$	$\frac{\quad - \quad}{\quad} \times 100 = \quad \%$
------------------------------	---

年 月 日

（宛先）新潟市長

住所（所在地）

商号（法人名）

氏名（代表者名）

印

電話番号

融 資 申 請 書

新潟市経営支援特別融資取扱要綱に基づき、関係書類を添えて融資の申請をいたします。

記

融資申請額	円 (運転資金 円) (設備資金 円)	業種	
		営業年数	年
借入期間	か月	資本金	千円
資金用途 <input type="checkbox"/> 運 転 <input type="checkbox"/> 設 備 <input type="checkbox"/> 運転設備		従業員数	人
申込 金融機関 ・本支店名	本・支店	新潟市 制度融資 利用状況	1 有 2 無 (制度融資名)
影響の原因（複数選択可） <input type="checkbox"/> 物価高騰 <input type="checkbox"/> 令和6年能登半島地震			
影響の内容及び資金用途について（具体的に記入）			

添付書類

- 1 納税証明書（新潟市の制度提出用） 1部
- 2 見積書（設備資金として利用する場合） 1部
- 3 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 1部

別記様式第2号（第6条関係）

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長
（担当 ）」

融 資 対 象 者 認 定 書

年 月 日付けで申請のありました新潟市経営支援特別融資につきまして
は、融資要綱に基づく審査の結果、下記の条件で融資対象者と認定いたします。

記

1 融資対象者

住所（所在地）

商号（法人名）

氏名（代表者名）

2 申請区分

新潟市経営支援特別融資

新潟市経営支援特別融資（物価高騰・能登半島地震対応枠）

3 融資限度額

千円

4 取扱金融機関

5 融資要件 取扱金融機関の審査により、融資が適当と認められること。

別記様式第3号（第6条関係）

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長
(担当)

融 資 対 象 者 協 議 書

年 月 日付け，新潟市経営支援特別融資の融資対象者認定申請がありましたが，対象者と認定しましたので，融資の可否について協議いたします。

記

1 融資対象者

住所（所在地）

商号（法人名）

氏名（代表者名）

2 融資限度額

千円

3 取扱金融機関

4 融資要件 取扱金融機関の審査により，融資が適当と認められること。

（宛先）新潟市長

取扱金融機関名

（担当者名 ）

審 査 結 果 報 告 書

年 月 日付け、新 第 号の3で融資の協議がありました、新潟市経営支援別融資について、下記のとおり報告いたします。

記

制 度 名	新潟市経営支援特別融資	申 請 者	
区 分	<input type="checkbox"/> 通常枠 <input type="checkbox"/> 物価高騰・能登半島地震対応枠	返 済 方 法	1 割賦 2 一括
資 金 使 途	<input type="checkbox"/> 運転 <input type="checkbox"/> 設備 <input type="checkbox"/> 運転設備		年 月 日から
貸 付 状 況	全額 減額 否決 取下		毎月 円× 回
貸 付 金 額	円		計 円 (a)
貸 付 利 率	年 . %		その他 初回 円 (b)
貸 付 期 間	年 月 日から 年 月 日まで か月 (但し据置 か月を含む)		期日 円
			返済金額合計 = 貸付金額 (a) + (b) 円
信用保証	有	貸付否決又は減額理由	